

令和 7 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月26日

江戸川区長 齊 藤 猛

1 施行区域 江戸川区の存する区域

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

（ 1 ）ごみ	1 4 0 , 5 3 5 トン	（ 日量 4 5 3 トン ）
（ 2 ）し尿	1 1 3 キロリットル	（ 日量 0 . 7 キロリットル ）
（ 3 ）動物死体	8 9 0 頭	（ 日量 3 頭 ）

3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

- （ 1 ）環境学習・意識啓発の促進
- （ 2 ）区民・事業者・区による協働体制づくり
- （ 3 ）食品ロスの削減
- （ 4 ）プラスチックごみを含めた 3 R の推進
- （ 5 ）環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進
- （ 6 ）ごみ処理コスト縮減と処理経費負担の適正化

4 一般廃棄物処理業の許可方針

一般廃棄物収集運搬業者は充足しており、既存業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を行わない。ただし、一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が当該事業の実施について事前に江戸川区と協議を行い一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合及び一般廃棄物処理業許可取扱要綱第 1 0 条第 3 号に規定する「現に他の特別区のいずれかで一般廃棄物処理業の許可を受けている者」についてはこの限りではない。

一般廃棄物処分業は、一般廃棄物処分業の実施を計画している者が当該事業の実施について事前に江戸川区と協議を行い、江戸川区が必要と認める一般廃棄物の種類及び中間処理の方法で処分業を行うなど一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合に新規許可処分を行う。

なお、一般廃棄物処理業許可取扱要綱第 1 0 条に規定する試験は、江戸川区との事前の協議により、一般廃棄物処理業の実施を計画している者が当該事業の実施について一般廃棄物処理計画に適合すると認められた場合に限り実施する。

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1)ごみ

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (資源ごみを除く。)	82,075 トン (日量265 トン)	江戸川区全域	江戸川区が原則として週2回収集する。	自動車による	東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、ペットボトル及び容器包装プラスチックとに分別し、あらかじめ定められたごみ容器集積所へ、それぞれの収集日の朝8時まで、規則第18条第1項に定める基準に適合した容器に収納して持ち出すこと。 燃やすごみ、燃やさないごみ又は容器包装プラスチックについては、単身者世帯、共働き世帯等であって容器の持ち出しが困難である場合は、規則第18条第2項の基準に適合した袋による持ち出しを認める。 資源ごみのうち、紙はひも等で束ねて、びん及び缶は資源ごみの専用容器により排出すること。 ペットボトルは、キャップを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で専用のネットにより排出すること。 なお、条例第34条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。 水銀含有廃棄物は飛散しないように製品の破損等に注意して排出すること。
	燃やさないごみ (資源ごみを除く、焼却不適ごみをいう。)	2,815 トン (日量10 トン)		江戸川区が原則として月2回収集する。		東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。 ただし、燃やさないごみに含まれる小型家電、鉄系製品については中継所において、あらかじめ選別を行い、リサイクル事業者に運搬する。リサイクル事業者において、鉄、アルミ、金、銀、銅、プラスチックなどに再資源化する。 年間再資源化見込み量 846トン なお、水銀含有廃棄物については中継所において選別を行い中間処理業者に委託のうえ資源化する。	
	資源ごみ (再利用を目的として分別して収集するもので、紙、びん、缶、ペットボトルをいう。)	12,352 トン (日量40 トン) 紙、びん、缶		江戸川区が原則として週1回収集する。		中間処理施設において処理した後、再生利用が可能な資源として、売却により処分する。	
		2,274 トン (日量7 トン) ペットボトル		江戸川区が原則として週1回収集する。		中間処理施設において処理した後、再生利用可能な資源として再生する。	

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	資源ごみ (再利用を目的として分別して収集するもので、容器包装プラスチック及び古着・古布をいう。)	2,063 トン (日量7 トン) 容器包装プラスチック(トレイ、ボトル容器、カップ容器、パック容器、レジ袋、キャップ類、保護材)	江戸川区全域	江戸川区が原則として週1回収集する。	自動車による	中間処理施設において処理した後、再生利用可能な資源として再生する。	容器包装プラスチックは、洗浄し、汚れを落とすこと。 なお、条例第34条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
		245 トン (日量0.8 トン) 古着・古布(衣類及びタオル、カーテン、シーツ等)		江戸川区が別途指定する場所、日時に収集する。		中間処理施設において処理した後、再生利用可能な資源として再生する。	古着・古布は透明又は半透明の袋に入れ、予め指定された場所、日時に自ら持ち込むこと。
		ハブラシ		江戸川区が別途指定する場所、日時に収集する。		再生可能な施設において資源として再生する。	ハブラシは設置された回収箱に自ら持込むこと。
	粗大ごみ	4,851 トン (日量14 トン)		江戸川区が原則として日曜日を含む毎日収集する。		東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。 ただし、粗大ごみに含まれる小型家電、鉄系製品については中継所において、あらかじめ選別を行い、リサイクル事業者に運搬する。リサイクル事業者において、鉄、アルミ、金、銀、銅、プラスチックなどに再資源化する。 年間再資源化見込み量 387トン	予め指定された日に収集するので、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第32条の規定により有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。なお、粗大ごみに含まれるポリクロリネイテッドビフェニル(PCB)は除去すること。 又は、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第32条の規定により有料粗大ごみ処理券を添付し、指定する施設に自ら持ち込むこと。

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	パーソナルコンピュータ		江戸川区全域	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第10条第3項により認定を受けた者が収集・運搬する。		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第10条第3項により認定を受けた者が再資源化する。	認定事業者等に申し込むこと。 排出者は区の協定により、回収・再資源化料金の負担を要しない。
				廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の9により環境大臣の認定を受けた者が収集・運搬する。		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の9により環境大臣の認定を受けた者が再資源化する。	製造事業者等に申し込むこと。 排出者は製造事業者等の指示により、回収・再資源化料金を負担すること。
	転居廃棄物			一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集・運搬する。		東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	一般廃棄物収集運搬業者は、管轄の清掃事務所において委任状と運搬したものの照合調査を受け、持ち込み承認を受ける。

備考 転居廃棄物とは、引越荷物運送業者が転居する者から委任を受けて、その管理する施設(倉庫)に運搬した家庭廃棄物のことである。

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
一般産業廃棄物と廃棄物及び処理する産業廃棄物	燃やすごみ (資源ごみを除く。)	27,358 トン (日量88 トン)	江戸川区全域	事業者が自らの責任で行うもののほかは、江戸川区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、原則として東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、東京都に委託して埋立処分し、又は東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	江戸川区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、ペットボトル及び容器包装プラスチックとに分別し、あらかじめ定められたごみ容器集積所へ、それぞれの収集日の朝8時までに、規則第18条第1項に定める基準に適合した容器に収納して持ち出すこと。容器の持ち出しが困難である場合は、規則第18条第2項の基準に適合した袋による持ち出しを認める。なお、条例第33条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 また、排出にあたって事業者は、条例第38条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど江戸川区の指示によること。 資源ごみのうち、紙はひも等で束ねて、びん及び缶は資源ごみの専用容器により排出すること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京23区清掃一部事務組合、東京都又は一般廃棄物処分業者の施設を利用して処分する場合は、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都又は一般廃棄物処分業者の指示に従うこと。なお、事業者が自ら責任で収集及び運搬を行い、一般廃棄物処分業者の施設を利用して処分を行う予定の施設は以下のとおり。
	燃やさないごみ (資源ごみを除く、焼却不適ごみをいう。)	938 トン (日量3 トン)		事業者が自らの責任で行うもののほかは、江戸川区が原則として月2回収集する。		事業者が自らの責任で処分するもののほかは、原則として東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。 ただし、燃やさないごみに含まれる小型家電、鉄系製品の資源化、水銀含有廃棄物については家庭廃棄物と同様とする。	
	資源ごみ (再利用を目的として分別して収集するもので、紙、びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチックをいう。)	4,117 トン (日量13 トン) 紙、びん、缶		事業者が自らの責任で行うもののほかは、江戸川区が原則として週1回収集する。		事業者が自らの責任で処分するもののほかは、中間処理施設において処理した後、再生利用が可能な資源として、売却により処分する。	
		758 トン (日量2 トン) ペットボトル集積所回収		事業者が自らの責任で行うもののほかは、江戸川区が原則として週1回収集する。		事業者が自らの責任で処分するもののほかは、中間処理施設において処理した後、再生利用可能な資源として処分する。	
		688 トン (日量2 トン) 容器包装プラスチック (トレイ、ボトル容器、カップ容器、パック容器、レジ袋、キャップ類、保護材)		事業者が自らの責任で行うもののほかは、江戸川区が原則として週1回収集する。		事業者が自らの責任で処分するもののほかは、中間処理施設において処理した後、再生利用可能な資源として処分する。	

処分業者	処分業者住所	搬入先施設	搬入先施設住所
株式会社アルフォ	東京都港区赤坂2-5-4 赤坂室町ビル	城南島飼料化センター	東京都大田区城南島3-3-2
株式会社アルフォ	東京都港区赤坂2-5-4 赤坂室町ビル	城南島第2飼料化センター	東京都大田区城南島3-2-10
バイオエナジー株式会社	東京都中央区新川2-5-2	城南島リサイクル施設	東京都大田区城南島3-4-4
日立セメント株式会社	茨城県日立市平和町2-1-1	神立資源リサイクルセンター	茨城県土浦市東中貫町6-8
オリックス資源循環株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	寄居工場	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313
オリックス資源循環株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	寄居バイオガスプラント	埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入3050-23
株式会社クワバラ・パンぷきん	埼玉県さいたま市中央区本町西4-11-10	川口ウッドリサイクル	埼玉県川口市東横家5-14-40

備考 事業系廃棄物は、事業者自らの責任で処理を行うことを原則とする。ただし、一事業者当たりの平均排出日量が10キログラム未満のものについては、事業者自らの責任で処理を行うことができないと認められる場合は、一般廃棄物の処理またはその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、区が収集を行う。

廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、上記の事業者から排出されるものをいう。

(2) し尿

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿(事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	113 キロリットル (日量0.7 キロリットル)	江戸川区が原則として月2回収集する。	吸い上げ自動車による。	下水道放流により処分する。	公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
事業活動に伴って生じたし尿		原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬するもののほかは、吸い上げ自動車による。	一般廃棄物処分業者が行うもののほかは、下水道放流により処分する。	
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥					

(3) 動物死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	890 頭 (日量3 頭)	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により江戸川区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	江戸川区に収集を依頼する場合は、規則第21条に定める動物死体届出書により江戸川区長へ申告すること。 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう江戸川区の指示によること。

(根拠規定) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3

江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第29条第1項及び江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第16条